

財 務 大 臣 殿  
(日本銀行経由)

### 証券の条件付売買状況報告書（現先取引）

共 通 項 目													
取引 種類	証券発行 体の区分	決 済 年 月				報 告 者 コ ー ド			勘定区分	書 類 番 号			
1	2	3	4	5	10	11	15	16	17	18	21		

本報告の法律上の根拠（該当分に○）： 1. 法第55条の3第5項 2. 法第55条の7

報告年月日： \_\_\_\_\_

報告者： \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

報告者の区分（該当分に○）

1. 公的 2. 銀行 3. その他

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印又は署名 \_\_\_\_\_

担当者氏名（電話番号） \_\_\_\_\_

(外貨証券：千米ドル単位、円払証券：百万円単位)

項番	非居住者 投資家の国籍	証 券 種 類	証券種類コード	長 短 区 分	外貨証券取引の 経由取引区分・ 受託先区分	取引金額									
						月中スタート 〔 買現先は買入価額 売現先は売却価額 〕	月中エンド 〔 買現先は売戻し価額 売現先は買戻し価額 〕	月 末 残 高							
22	23	24	26	27	29	30	31	32	34	35	49	50	64	65	79
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 「本報告の法律上の根拠」欄には、本報告の義務を課せられた根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また本省令第13条第5項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。
- 本報告書は、外貨証券（外国為替及び外国貿易法（以下「法」）第6条第1項第12号に規定する証券をいう。）並びに円払証券（法第6条第1項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。）に係る非居住者との間の条件付売買の決済状況を記入すること。
- 「共通項目」並びに「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
- 本報告書は、「共通項目（取引種類から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別葉として作成すること（共通項目の書類番号欄は明細項目に記入のある報告書の全葉を通じて0001番からの連続番号を付すこと）。
- 外貨証券に係る報告については、米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満は四捨五入）。
- 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

【報告書裏面】  
【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】		【注5】		【注6】	
取引種類		証券発行体の区分		決済年月		報告者コード		勘定区分（信託勘定保有銀行）		書類番号	
コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義		
30	居住者の買現先	01	外貨証券：非居住者発行	YYYYMM	西暦年月 6桁	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	00	銀行勘定	(4桁)	報告者記載 (0001～)
		02	外貨証券：居住者発行					10	信託勘定		
32	居住者の売現先	03	円払証券：非居住者発行					<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者		
		04	円払証券：居住者発行								

【明細項目】

【注7】		【注8】			【注9】				【注10】			【注11】		
非居住者投資家の国籍		証券種類			長短区分		外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分		取引金額					
コード	定義	名称	証券種類コード	定義	コード	定義	コード	定義	月中スタート	月中エンド	月末残高			
外貨証券	(3桁)	省令別表2に 定める国コード	証券種類 名称を記入	510	国債	00	中長期（1年超）	400	自己取引 (非居住者との直接取引)	買現先は買入価額 売現先は売却価額	買現先は売戻し価額 売現先は買戻し価額			
				520	その他債券（事業債等）	01	短期（1年以内）	【金融商品取引業者のみ報告】 <受託者の区分>						
				599	その他の証券	510	公的							
						520	銀行							
円払証券	(3桁)	省令別表2に 定める国コード	510	国債	00	中長期（1年超）	<ブランク>	(円払証券)						
			520	その他債券（事業債等）	01	短期（1年以内）								
			599	その他の証券										

- 【注1】 取引種類 居住者の買現先を「30」、売現先を「32」として記入すること。
- 【注2】 証券発行体の区分 外貨証券においては非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。
- 【注3】 決済年月 年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること（報告年月日の記入も同じ）。
- 【注4】 報告者コード 日本銀行（国際局）が通知する5桁コードを記入すること。
- 【注5】 勘定区分 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。
- 【注6】 書類番号 報告者ごとに0001番からの連続番号を記入すること。
- 【注7】 非居住者投資家の国籍 取引の相手方（非居住者）の国籍を省令別表2に従って記入すること。
- 【注8】 証券種類 外貨証券、円払証券とも証券種類名称を記入すること。
- 【注9】 長短区分 負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中長期（00）、1年以内のものを短期（01）とすること。
- 【注10】 外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分 外貨証券取引について、金融商品取引業者以外の報告者はすべて「自己取引（400）」と記入する。また、金融商品取引業者が報告する場合は「自己取引（400）」と「委託取引」を区分し、「委託取引」に係る受託先を「公的（510）」、「銀行（520）」、「その他（530）」の業態別に記入すること。  
なお、円払証券取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者で行なった取引を除いて報告すること。また、前記の経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。
- 【注11】 取引金額 月中スタート、月中エンド、月末残高について、外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。  
- 月中スタートでは、買現先は買入価額を、売現先は売却価額をそれぞれ記入する。  
- 月中エンドでは、買現先は売戻し価額を、売現先は買戻し価額をそれぞれ記入する。

(注)本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

## 「証券の条件付売買状況報告書（現先取引）」の記載要領

### 1. 報告を要する者

- (1) 非居住者との間で証券の条件付売買（現先取引）を行なった者で、当該取引の属する月の状況について一括して報告する者。
- (2) 他の居住者と非居住者との間の証券の条件付売買取引を媒介、取り次ぎ又は代理（以下媒介等）した銀行等及び金融商品取引業者で、当該媒介等取引並びに自己取引を一括して報告する者。
- (3) 特別国際金融取引勘定承認金融機関
- (4) 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社であって、外国為替業務に係る（イ）証券の売買取引（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）を行なった者、又は（ロ）他の居住者と非居住者との間の証券の取得又は譲渡の媒介等を行なった者のうち当該取引又は行為の月中合計額が100億円に相当する額を超える者。
- (5) 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社であって、上記（4）の報告機関に準ずる者として財務大臣の指定を受けた者。
  - （4）、（5）の基準金額は、条件付売買、一般売買取引、貸借取引の合計額。
  - 本邦にある銀行等及び金融商品取引業者の媒介、取次ぎ又は代理により非居住者との間で行なった取引については、後述の9.（3）ニ. に定める報告者の区分に従うこと。

### 2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第9条第2項第2号（上記1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第13条第2項第2号（「」（2）に該当する者）
  - 同号における報告には自己取引分を含む。
- (3) 報告省令第14条第1項第9号並びに同第14条の2第1項第5号及び第14条の3第1項第7号（「」（3）に該当する者）
- (4) 報告省令第22条第1項第2号（「」（4）に該当する者）
- (5) 報告省令第22条第2項第2号（「」（5）に該当する者）
  - 法第55条の3第5項の規定に基づく一括報告の場合、報告省令第5条の適用を受ける小規模の資本取引等は報告対象外であるが、これを除外することが困難な場合は、報告対象取引分と合算のうえ報告して差し支えない。

### 3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支統計担当62番窓口  
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支統計担当）
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照下さい。

### 4. 報告書に計上する期間

毎月中（1日～月末日）

- 上記1.（4）に該当する者は、当該取引又は行為の月中合計額が100億円を超えた月の翌月中の非居住者との間の証券の条件付売買の状況について報告すること。

### 5. 報告書の提出期限

- (1) 上記1.（1）、（2）に該当する者：翌月20日
- (2) 「」（3）～（5）に該当する者：翌月15日
  - 翌月15日ないし20日が、休日の場合の提出期限は前営業日。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

## 6. 提出部数

1部

## 7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：外貨証券は千米ドル単位、円払証券は百万円単位（単位未満四捨五入）。
- (2) 米ドル以外の外貨証券を米ドルに換算する場合のレート：  
報告省令第35条第2号の規定により、「財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場」（いわゆる「報告省令レート」。毎月更新）。

## 8. 報告対象となる取引等の内容

報告書は、報告者（居住者）と非居住者との間の外貨証券若しくは円払証券を用いた条件付売買（現先取引）の状況を記入すること。

- (1) **外貨証券とは**、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいう。
- 次のものは証券券面が円建であっても外貨証券となるので注意すること。
- イ. 本邦企業若しくは外国企業等が海外で発行したユーロ円債券。
- ロ. 非居住者が国内で発行した円建債券（いわゆるサムライ債）のうち償還が外貨となるもの（二重通貨債券）並びに利払いが外貨となるもの（逆二重通貨債券）。
- (2) **円払証券とは**、本邦において、かつ本邦通貨をもって支払われる証券をいう。
- (3) **条件付売買の状況とは**、（イ）報告月中にスタートした現先取引の買入又は売却の額、（ロ）報告月中にエンドを迎え買い戻し又は売り戻した額、並びに（ハ）報告月末において売り戻し又は買い戻しが実行されていない現先取引の残高（スタート額）をいう。
- 報告月中にスタート並びにエンドの実績がない場合でも、取引残高がある場合は残高の報告が必要なので注意すること。

## 9. 記入の方法と留意点

### (1) 全般

- イ. 「報告年月日」欄：  
西暦で記入すること。日付は日本銀行に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- ロ. 「責任者記名押印又は署名」欄：  
（イ）報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問わない。  
（ロ）使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。  
（ハ）署名（自署）した場合は押印不要。
- ハ. 「担当者の氏名」欄：当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
- ニ. 「担当者の電話番号」欄：  
できるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- ホ. 「本報告書の法律上の根拠」欄：  
根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また報告省令第13条4項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。

## (2) 共通項目

- イ. 取引種類：売戻条件付売買（買現先30）と買戻条件付売買（売現先32）に区分すること。
- ロ. 証券発行体の区分：  
外貨証券、円払証券のそれぞれについて非居住者発行証券（外貨証券01、円払証券03）と居住者発行証券（外貨証券02、円払証券04）に区分して記入すること。
- ハ. 決済年月：報告対象年月を西暦（6桁 YYYYMM）で記入すること。
- ニ. 報告者コード：  
日本銀行が通知する5桁のコード番号を記入すること。なお信託業務を兼営する銀行は、銀行勘定分（00）と信託勘定分（10）を別葉で作成し勘定区分を明記すること。
- ホ. 書類番号：  
取引種類及び証券の発行体区分に拘わらず0001番からの連続番号（4桁）を付すこと。

## (3) 明細項目

- イ. 非居住者投資家の国籍：  
現先取引の相手方（非居住者）の所在国を報告省令別表2により記入すること。  
—— 例えば米国国籍企業のロンドン支店との取引については英国として報告すること。  
—— 報告省令別表2には「ユーロ」は地域として記載されていないので、個別国名に該当するコードを記入すること。
- ロ. 証券種類：  
証券を「国債（510）」、「その他債券（事業債等）（520）」、「その他の証券（599）」の3種類に区分し、当該証券種類名称とコード番号を記入すること。  
—— 「その他債券（事業債等）」は、国債を除く負債性証券を指し、地方債、政府機関債、事業法人の社債のほかコマーシャル・ペーパーを含む。  
—— 「その他の証券」は、国債並びにその他債券を除く証券を指す。なお、譲渡性預金証書による条件付売買取引については、当該証書が指名債権である場合は報告対象外となるので注意すること。
- ハ. 長短区分：  
証券は原契約期間（発行から償還までの期間）が1年を超えるか否かを基準に中長期（00）と短期（01）に区分すること。
- ニ. 外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分：  
**(イ) 報告者が金融商品取引業者以外の場合**  
A. 銀行等以外の者  
非居住者との間の直現先（直取現先）を自己取引（400）として記入すること。  
—— 本邦に所在する金融商品取引業者、銀行等を経由して行なった取引は含めない。  
B. 銀行等  
非居住者との間の直現先（直取現先）を自己取引（400）として記入すること。また、他の居住者と非居住者との間の取引の媒介等はこれを自己取引に合算して報告すること。  
—— 本邦に所在する金融商品取引業者、他の銀行等を経由して行なった取引は含めない。  
—— A. B. とも円払証券を玉とする取引も外貨証券の取引に準じて記入する。
- (ロ) 報告者が金融商品取引業者の場合**  
非居住者との間の自己現先を自己取引（400）として記入すること。また、他の居住者と非居住者との間の現先取引について金融商品取引業者が仲介者となった委託現先(報告者の自己勘定で処理するもの)並びに媒介等を行なった現先取引は、当該委託現先の相手となった居住者並びに媒介等の依頼を受けた居住者について、その属性により「公的（510）」、「銀行（520）」、「その他（530）」に区分して記入すること。  
—— 円払証券を玉とする取引は、自己現先と委託現先並びに媒介等を行なった現先を合算して自己取引として報告すること。

ホ. 取引金額：次の金額を記入すること。

(イ) 月中スタート：売戻条件付売買（買現先）における証券の買入額。  
買戻条件付売買（売現先）における証券の売却額。

(ロ) 月中エンド：売戻条件付売買（買現先）における証券の売り戻し額。  
買戻条件付売買（売現先）における証券の買い戻し額。

(ハ) 月末残高：売戻しの実行されていない買現先における証券の買入額（スタート額）。  
買戻しの実行されていない売現先における証券の売却額（スタート額）。

(4) その他

記入欄が不足する場合は本様式を用い次葉として報告すること（共通項目の記入を省略しないこと）。なお、月中スタート、月中エンド、月末残高の全てに該当する取引がない場合は本報告書の提出を要さない。

—— 報告単位に満たない金額の取引、残高のある場合はゼロとして報告すること。